

山口県報

平成24年
9月7日
(金曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (六件) (厚政課) 四

道路の区域の変更 (道路整備課) 六

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 六

土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 七

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 一〇

柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇

山口県告示第三百四十二号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年九月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所 在 地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔 隔 時
四七一口	一〇	平成二四年 九 月 二 八 日	平成二四年 一〇 月 一 日	平成二四年 一〇 月 一 日	断 続 四 時 間 変 動 な し
四七一八	三六	〃	平成二四年 九 月 二 八 日	平成二四年 九 月 二 八 日	〃
四七一ホ	二八	平成二四年 一〇 月 一 五 日	平成二四年 一 二 月 三 一 日	平成二五年 一 月 五 日	連 続 二 四 時 間 〃

備考 「四七一口」、「四七一八」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	
発 酵 洗 液 生 物 処 理 施 設	処 理 前	六	二二四	三〇〇	三・九	一〇〇
	処 理 後	七	四四五	一〇	検 出 せ ず	二二
循 環 水 生 物 処 理 施 設	処 理 前	六・八	二二六	一〇〇	〃	一〇
	処 理 後	〃	四三	六〇	〃	二

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 隔 間	一 日 当 た り の 概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
最 終 沈 殿 処 理 施 設	〃	二二〇、〇〇〇	沈 殿	〃	〃	〃	〃	〃
循 環 水 生 物 処 理 施 設	〃	四〇、〇〇〇	〃	〃	二 四 時 間	(既)	(既)	(設)
発 酵 洗 液 生 物 処 理 施 設	コ ン ク リ ー ト 製	八、八〇〇	生 物 処 理	連 続	二 四 時 間	概 略 的 変 動 の 要 求	年 月 日	年 月 日

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)				
								通 常	最 大	通 常	最 大
四 七 一 一	一〇	一七・三	二四・六	検 出 せ ず	五	九・一	一五・四	一・五	二・二	六七二	八〇〇
四 七 一 八	三	一、八六〇	二、八〇三	一、五〇〇	三、〇〇〇	八四	二二四	五四	八二	一、二七〇	一、五二〇
四 七 一 〇	五	五〇	八〇	二〇	三〇	六〇	九〇	二	三	一〇	二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

最終沈殿処理施設	
処理後	処理前
〃	〃
六・八	六・八
八・五	八・六
〃	四六・九
〃	七五
〃	四五
〃	八〇
〃	〃
〃	三九・四
〃	七〇
〃	〇・八
〃	〃
〃	七四・二三
〃	八九・〇七

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六・八	七	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	八・六	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	四六・九	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	七五	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	四五	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	八〇	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	検出せず	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	三九・四	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	七〇	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	〇・八	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	二	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	七四・二三	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	八九・〇七	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
〃	〃	〃	通 常 最 大	通 常 最 大	〃

山口県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年九月七日

名 医	称 療	所 機	在 地	山 口 県 知 事	山 本 繁 太 郎	指 定 年 月 日
清水内科医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
カワノ内科小児科医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松井医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社生駒大和堂薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社ホシ薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

名 医	称 療	所 機	在 地	山 口 県 知 事	山 本 繁 太 郎	指 定 年 月 日
清水内科医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
カワノ内科小児科医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松井医院	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社生駒大和堂薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社ホシ薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年九月七日

名 医	称 療	所 機	在 地	山 口 県 知 事	山 本 繁 太 郎	指 定 年 月 日
医療法人和同会宇部西リハビリティーション病院	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年九月七日

名 医	称 療	所 機	在 地	山 口 県 知 事	山 本 繁 太 郎	指 定 年 月 日
居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	〃	〃	〃	〃	〃	〃
居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	〃	〃	〃	〃	〃	〃

介護予防事業 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人和同 会	宇部市野中一 丁目三番二六 号	常盤台病院	宇部市野中一 丁目三番二六 号	介護予 防短期 養介護	平成二四、 六、三〇

山口県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山 本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	合同会社きら きらヘルパー ステーション	宇部市西宇部 北四丁目三番 五号	訪問介 護	平成二四、 七、一
医療法人和同 会	波二八七の一 大字際	訪問看護ス テーション八 部西	波二八七の一 大字際	訪問看 護	〃
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	ニチイケアセ ンター徳山訪 問看護ステ ーション	周南市城ヶ丘 三丁目一五番 一〇号	〃	六、 〃
株式会社愛優 会	宇部市大字船 木一〇一七の 三	デイサービス 来夢	宇部市大字船 木一〇一七の 五	通所介 護	七、 〃
合同会社サイ ンポスト	町二番一四 号	デイサービス 絆	町二番一四 号	〃	〃
医療法人社団 厚心会	崎開作三二六 の二六	やまもとクリ ニックデイ サービスセン ター「有る る」	崎開作三〇九 の二六	〃	八、二〇

山口県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山 本 繁太郎

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業 名 称	事業所 所在地	指定年月日
株式会社ハツタ 山口	周南市久米二 二四	フルケア防府居 宅介護支援事業 所	防府市華城中央 一丁目一九番五 号	平成二四、 五、一

株式会社アイ ビーアール	防府市桑山二 丁目一〇番二 七号	デイサービス えがの森	防府市大字仁 井令六八の 二	〃	〃
株式会社ティ エラ	岩国市多田三 丁目一〇四の 二	デイサービス センターティ エラ二番館	岩国市多田三 丁目一〇五の 一	〃	平成二三、 六、〃
社会福祉法人 健仁会	山陽小野田市 大字厚狭五〇 三の一	フクシア須恵 デイサービス センター	山陽小野田市 港町一番一 号	〃	平成二四、 〃
社会福祉法人 阿武福祉会	阿武郡阿武町 大字木与三九 の五	小地域サービ ス事業所田中 さん家	阿武郡阿武町 大字奈古二八 七六の九	〃	〃
医療法人松栄 会	柳井市余田三 六二六の二	介護老人保健 施設あおぞら	周南市大字栗 屋一〇二二の 七六	通所リ ハビリ ション	〃
株式会社山陽 グローバル パートナーズ	周南市大字小 松原一三三三 の三	シヨウトステ イウイंकフル 三丘	〃 大字小 松原一三三三 の四	短期入 所生活 介護	〃
医療法人松栄 会	柳井市余田三 六二六の二	介護老人保健 施設あおぞら	〃 大字栗 屋一〇二二の 七六	短期入 所療養 介護	〃
西日本商事株 式会社	愛媛県松山市 久万ノ台一 九五	西日本商事株 式会社宇部営 業所	宇部市常盤町 二丁目一番二 九号	福祉用 具貸与	〃
社会福祉法人 萌仁会	山陽小野田市 大字西高泊七 六〇の三	認知症デイ サービスとま りの郷	山陽小野田市 大字西高泊七 六〇の三	認知症 対応型 通所介 護	平成二〇、 一、〃

株式会社あすか 下松市東陽二丁目二八番五号 指定居宅介護支援事業所あすか 下松市東陽二丁目二八番五号 平成二四年九月七日

山口県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

特定福祉用具販売事業者 主たる事務所 所在地 特定福祉用具販売事業所 所在地 指定年月日

西日本商事株式会社 愛媛県松山市久万ノ台一―九五 西日本商事株式会社 宇部市常盤町二丁目一番二九号 平成二四年九月七日

山口県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

介護老人保健施設あおぞら 周南市大字栗屋一〇二二の七六 平成二四年九月七日

介護療養型医療施設 宇部西リハビリテーション 宇部市大字沖ノ旦七九七 平成二四年九月七日

山口県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 介護予防事業所 所在地 事業の種類 指定年月日

合同会社きらきらヘルパーステーション 宇部市西宇部北四丁目三番五号 合同会社きらきらヘルパーステーション 宇部市西宇部北四丁目三番五号 介護訪問 平成二四年九月七日

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 株式会社ニチイ学館 周南市城ヶ丘三丁目一五番一―九号 介護訪問 平成二四年九月七日

株式会社愛優会 宇部市大字船木一〇―七の三 株式会社愛優会 宇部市大字船木一〇―七の三 介護訪問 平成二四年九月七日

医療法人社団厚心会 大字妻崎開作三二―六 医療法人社団厚心会 大字妻崎開作三〇―九 介護訪問 平成二四年九月七日

株式会社アイピーアール 防府市桑山二丁目一番七号 株式会社アイピーアール 防府市大字仁井令六六八の二 介護訪問 平成二四年九月七日

社会福祉法人健仁会 山陽小野田市大字厚狭五〇―三 社会福祉法人健仁会 山陽小野田市港町一番一―号 介護訪問 平成二四年九月七日

社会福祉法人阿武福祉会 阿武郡阿武町大字木与三九の五 社会福祉法人阿武福祉会 阿武郡阿武町大字奈古二八七六の九 介護訪問 平成二四年九月七日

医療法人松栄会 柳井市余田三六二六の二 医療法人松栄会 周南市大字栗屋一〇二二の七六 介護訪問 平成二四年九月七日

株式会社山陽グローバルパートナーズ 周南市大字小松原一三三三の三 株式会社山陽グローバルパートナーズ 周南市大字小松原一三三三の三 介護訪問 平成二四年九月七日

株式会社山陽グローバルパートナーズ 周南市大字小松原一三三三の三 株式会社山陽グローバルパートナーズ 周南市大字小松原一三三三の三 介護訪問 平成二四年九月七日

医療法人松栄会	柳井市余田三六二六の二	介護老人保健施設あおぞら	〃	〃	七、五
西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台一―九五	西日本商事株式会社宇部営業所	〃	〃	一
社会福祉法人萌仁会	山陽小野田市大字西高泊七六〇の三	認知症デイサービスとまの郷	〃	〃	〃
		山陽小野田市大字西高泊七六〇の三	〃	〃	〃

山口県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	所在地	指定年月日
西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台一―九五	西日本商事株式会社宇部営業所	宇部市常盤町二丁目一番二九号	平成二四、七、一

山口県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十四年九月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類	県道
路線名	周東美川線
道路の区域	

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最 狭 一 一 五 ・ 二 〇	最 広 二 一 八 ・ 〇 〇			
岩国市周東町瀬越字岡の原二二五四の地先	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
市場地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
萩	大井	下奈	七九四の一	一号
〃	〃	〃	二二七	二号
〃	〃	〃	二二七	三号
〃	〃	〃	二二六	四号
〃	〃	〃	八二六の一	五号
〃	〃	〃	八一七	六号
〃	〃	〃	八一八	七号
〃	〃	〃	八一五	八号
〃	〃	〃	八〇〇	九号

山口県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域の名称

- 伊佐町伊佐(一)、伊佐町伊佐(二)、伊佐町伊佐(三)、伊佐町伊佐(四)、伊佐町伊佐(五)、伊佐町伊佐(六)、伊佐町伊佐(七)、伊佐町伊佐(八)、伊佐町伊佐(九)、伊佐町伊佐(一〇)、伊佐町伊佐(一一)、伊佐町伊佐(一二)、伊佐町伊佐(一三)、伊佐町伊佐(一四)、伊佐町伊佐(一五)、伊佐町伊佐(一六)、伊佐町伊佐(一七)、伊佐町伊佐(一八)、伊佐町伊佐(一九)、伊佐町伊佐(二〇)、伊佐町伊佐(二一)、伊佐町伊佐(二二)、伊佐町伊佐(二三)、伊佐町伊佐(二四)、伊佐町伊佐(二五)、伊佐町伊佐(二六)、伊佐町伊佐(二七)、伊佐町伊佐(二八)、伊佐町伊佐(二九)、伊佐町伊佐(三〇)、伊佐町伊佐(三一)、伊佐町伊佐(三二)、伊佐町伊佐(三三)、伊佐町伊佐(三四)、伊佐町伊佐(三五)、伊佐町伊佐(三六)、伊佐町伊佐(三七)、伊佐町伊佐(三八)、伊佐町伊佐(三九)、伊佐町伊佐(四〇)、伊佐町伊佐(四一)、伊佐町伊佐(四二)、伊佐町伊佐(四三)、伊佐町伊佐(四四)、伊佐町伊佐(四五)、伊佐町伊佐(四六)、伊佐町伊佐(四七)、伊佐町伊佐(四八)、伊佐町伊佐(四九)、伊佐町伊佐(五〇)、伊佐町伊佐(五一)、伊佐町伊佐(五二)、伊佐町伊佐(五三)、伊佐町伊佐(五四)、伊佐町伊佐(五五)、伊佐町伊佐(五六)、伊佐町伊佐(五七)、伊佐町伊佐(五八)、伊佐町伊佐(五九)、伊佐町伊佐(六〇)、伊佐町伊佐(六一)、伊佐町伊佐(六二)、伊佐町伊佐(六三)、伊佐町伊佐(六四)、伊佐町伊佐(六五)、伊佐町伊佐(六六)、伊佐町伊佐(六七)、伊佐町伊佐(六八)、伊佐町伊佐(六九)、伊佐町伊佐(七〇)、伊佐町伊佐(七一)、伊佐町伊佐(七二)、伊佐町伊佐(七三)、伊佐町伊佐(七四)、伊佐町伊佐(七五)、伊佐町伊佐(七六)、伊佐町伊佐(七七)、伊佐町伊佐(七八)、伊佐町伊佐(七九)、伊佐町伊佐(八〇)、伊佐町伊佐(八一)、伊佐町伊佐(八二)、伊佐町伊佐(八三)、伊佐町伊佐(八四)、伊佐町伊佐(八五)、伊佐町伊佐(八六)、伊佐町伊佐(八七)、伊佐町伊佐(八八)、伊佐町伊佐(八九)、伊佐町伊佐(九〇)、伊佐町伊佐(九一)、伊佐町伊佐(九二)、伊佐町伊佐(九三)、伊佐町伊佐(九四)、伊佐町伊佐(九五)、伊佐町伊佐(九六)、伊佐町伊佐(九七)、伊佐町伊佐(九八)、伊佐町伊佐(九九)、伊佐町伊佐(一〇〇)

- 町北分(一)、大嶺町北分(二)、大嶺町北分(三)、大嶺町北分(四)、大嶺町北分(五)、大嶺町北分(六)、大嶺町北分(七)、大嶺町北分(八)、大嶺町北分(九)、大嶺町北分(一〇)、大嶺町北分(一一)、大嶺町北分(一二)、大嶺町北分(一三)、大嶺町北分(一四)、大嶺町北分(一五)、大嶺町北分(一六)、大嶺町北分(一七)、大嶺町北分(一八)、大嶺町北分(一九)、大嶺町北分(二〇)、大嶺町北分(二一)、大嶺町北分(二二)、大嶺町北分(二三)、大嶺町北分(二四)、大嶺町北分(二五)、大嶺町北分(二六)、大嶺町北分(二七)、大嶺町北分(二八)、大嶺町北分(二九)、大嶺町北分(三〇)、大嶺町北分(三一)、大嶺町北分(三二)、大嶺町北分(三三)、大嶺町北分(三四)、大嶺町北分(三五)、大嶺町北分(三六)、大嶺町北分(三七)、大嶺町北分(三八)、大嶺町北分(三九)、大嶺町北分(四〇)、大嶺町北分(四一)、大嶺町北分(四二)、大嶺町北分(四三)、大嶺町北分(四四)、大嶺町北分(四五)、大嶺町北分(四六)、大嶺町北分(四七)、大嶺町北分(四八)、大嶺町北分(四九)、大嶺町北分(五〇)、大嶺町北分(五一)、大嶺町北分(五二)、大嶺町北分(五三)、大嶺町北分(五四)、大嶺町北分(五五)、大嶺町北分(五六)、大嶺町北分(五七)、大嶺町北分(五八)、大嶺町北分(五九)、大嶺町北分(六〇)、大嶺町北分(六一)、大嶺町北分(六二)、大嶺町北分(六三)、大嶺町北分(六四)、大嶺町北分(六五)、大嶺町北分(六六)、大嶺町北分(六七)、大嶺町北分(六八)、大嶺町北分(六九)、大嶺町北分(七〇)、大嶺町北分(七一)、大嶺町北分(七二)、大嶺町北分(七三)、大嶺町北分(七四)、大嶺町北分(七五)、大嶺町北分(七六)、大嶺町北分(七七)、大嶺町北分(七八)、大嶺町北分(七九)、大嶺町北分(八〇)、大嶺町北分(八一)、大嶺町北分(八二)、大嶺町北分(八三)、大嶺町北分(八四)、大嶺町北分(八五)、大嶺町北分(八六)、大嶺町北分(八七)、大嶺町北分(八八)、大嶺町北分(八九)、大嶺町北分(九〇)、大嶺町北分(九一)、大嶺町北分(九二)、大嶺町北分(九三)、大嶺町北分(九四)、大嶺町北分(九五)、大嶺町北分(九六)、大嶺町北分(九七)、大嶺町北分(九八)、大嶺町北分(九九)、大嶺町北分(一〇〇)

- (23)、大嶺町北分(24)、大嶺町北分(25)、大嶺町北分(26)、大嶺町北分(27)、大嶺町北分(28)、大嶺町北分(29)、大嶺町北分(30)、大嶺町北分(31)、大嶺町北分(32)、大嶺町西分(1)、大嶺町西分(2)、大嶺町西分(3)、大嶺町西分(4)、大嶺町西分(5)、大嶺町西分(6)、大嶺町西分(7)、大嶺町西分(8)、大嶺町西分(9)、大嶺町西分(10)、大嶺町西分(11)、大嶺町西分(12)、大嶺町西分(13)、大嶺町西分(14)、大嶺町西分(15)、大嶺町西分(16)、大嶺町西分(17)、大嶺町西分(18)、大嶺町西分(19)、大嶺町西分(20)、大嶺町西分(21)、大嶺町西分(22)、大嶺町西分(23)、大嶺町西分(24)、大嶺町西分(25)、大嶺町西分(26)、大嶺町西分(27)、大嶺町西分(28)、大嶺町西分(29)、大嶺町西分(30)、大嶺町西分(31)、大嶺町西分(32)、大嶺町西分(33)、大嶺町東分(1)、大嶺町東分(2)、大嶺町東分(3)、大嶺町東分(4)、大嶺町東分(5)、大嶺町東分(6)、大嶺町東分(7)、大嶺町東分(8)、大嶺町東分(9)、大嶺町東分(10)、大嶺町東分(11)、大嶺町東分(12)、大嶺町東分(13)、大嶺町東分(14)、大嶺町東分(15)、大嶺町東分(16)、大嶺町東分(17)、大嶺町東分(18)、大嶺町東分(19)、大嶺町東分(20)、大嶺町東分(21)、大嶺町東分(22)、大嶺町東分(23)、大嶺町東分(24)、大嶺町東分(25)、大嶺町東分(26)、大嶺町東分(27)、大嶺町東分(28)、大嶺町東分(29)、大嶺町東分(30)、大嶺町東分(31)、大嶺町東分(32)、大嶺町東分(33)、大嶺町東分(34)、大嶺町東分(35)、大嶺町東分(36)、大嶺町東分(37)、大嶺町東分(38)、大嶺町東分(39)、大嶺町東分(40)、大嶺町東分(41)、大嶺町東分(42)、大嶺町東分(43)、大嶺町東分(44)、大嶺町東分(45)、大嶺町東分(46)、大嶺町東分(47)、大嶺町東分(48)、大嶺町東分(49)、大嶺町東分(50)、大嶺町東分(51)、大嶺町東分(52)、大嶺町東分(53)、大嶺町東分(54)、大嶺町東分(55)、大嶺町東分(56)、大嶺町東分(57)、大嶺町東分(58)、大嶺町東分(59)、大嶺町東分(60)、大嶺町東分(61)、大嶺町東分(62)、大嶺町東分(63)、大嶺町東分(64)、大嶺町東分(65)、大嶺町東分(66)、大嶺町東分(67)、大嶺町東分(68)、大嶺町東分(69)、大嶺町東分(70)、大嶺町東分(71)、大嶺町東分(72)、大嶺町東分(73)、大嶺町東分(74)、大嶺町東分(75)、大嶺町東分(76)、大嶺町東分(77)、大嶺町東分(78)、大嶺町東分(79)、大嶺町東分(80)、大嶺町東分(81)、大嶺町東分(82)、大嶺町東分(83)、大嶺町東分(84)、大嶺町東分(85)、大嶺町東分(86)、大嶺町東分(87)、大嶺町東分(88)、大嶺町東分(89)、大嶺町東分(90)、大嶺町東分(91)、大嶺町東分(92)、大嶺町東分(93)、大嶺町東分(94)、大嶺町東分(95)、大嶺町東分(96)、大嶺町東分(97)、大嶺町東分(98)、大嶺町東分(99)、大嶺町東分(100)

- 豊田前町麻生下(9)、豊田前町麻生下(10)、豊田前町麻生下(11)、豊田前町今山(1)、豊田前町今山(2)、豊田前町今山(3)、豊田前町嶽(1)、豊田前町嶽(2)、豊田前町古烏帽子(1)、豊田前町保々(1)、豊田前町保々(2)、豊田前町保々(3)、豊田前町保々(4)、西厚保町原(1)、西厚保町原(2)、西厚保町原(3)、西厚保町原(4)、西厚保町原(5)、西厚保町原(6)、西厚保町原(7)、西厚保町原(8)、西厚保町原(9)、西厚保町原(10)、西厚保町原(11)、西厚保町原(12)、西厚保町原(13)、西厚保町原(14)、西厚保町原(15)、西厚保町原(16)、西厚保町原(17)、西厚保町原(18)、西厚保町原(19)、西厚保町原(20)、西厚保町原(21)、西厚保町原(22)、西厚保町原(23)、西厚保町原(24)、西厚保町原(25)、西厚保町原(26)、西厚保町原(27)、西厚保町原(28)、西厚保町原(29)、西厚保町原(30)、西厚保町原(31)、西厚保町原(32)、西厚保町原(33)、西厚保町原(34)、西厚保町原(35)、西厚保町原(36)、西厚保町原(37)、西厚保町原(38)、西厚保町原(39)、西厚保町原(40)、西厚保町原(41)、西厚保町原(42)、西厚保町原(43)、西厚保町原(44)、西厚保町原(45)、西厚保町原(46)、西厚保町原(47)、西厚保町原(48)、西厚保町原(49)、西厚保町原(50)、西厚保町原(51)、西厚保町原(52)、西厚保町原(53)、西厚保町原(54)、西厚保町原(55)、西厚保町原(56)、西厚保町原(57)、西厚保町原(58)、西厚保町原(59)、西厚保町原(60)、西厚保町原(61)、西厚保町原(62)、西厚保町原(63)、西厚保町原(64)、西厚保町原(65)、西厚保町原(66)、西厚保町原(67)、西厚保町原(68)、西厚保町原(69)、西厚保町原(70)、西厚保町原(71)、西厚保町原(72)、西厚保町原(73)、西厚保町原(74)、西厚保町原(75)、西厚保町原(76)、西厚保町原(77)、西厚保町原(78)、西厚保町原(79)、西厚保町原(80)、西厚保町原(81)、西厚保町原(82)、西厚保町原(83)、西厚保町原(84)、西厚保町原(85)、西厚保町原(86)、西厚保町原(87)、西厚保町原(88)、西厚保町原(89)、西厚保町原(90)、西厚保町原(91)、西厚保町原(92)、西厚保町原(93)、西厚保町原(94)、西厚保町原(95)、西厚保町原(96)、西厚保町原(97)、西厚保町原(98)、西厚保町原(99)、西厚保町原(100)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

伊佐町伊佐(三)①、伊佐町伊佐(三)②、伊佐町伊佐(三)③、伊佐町奥万倉(三)①、伊佐町堀越(三)①、東厚保町山中(三)①、秋芳町秋吉(三)①、秋芳町秋吉(三)②

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)



(四三二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年九月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 生きがい支援ハウス和楽

代表者の氏名 佐仲 弘行

主たる事務所の所在地 宇部市床波四丁目一三番四号

三 定款に記載された目的

高齢者等に対して、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、高齢者等が自らの意思に基づき、自立した生活を送ることを支援するための通所介護・介護予防通所介護や訪問介護等に関する事業を行い、地域の保健・医療・福祉の増進に寄与すること。

(四三三) 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年九月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画下水道柳井市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課